



三重県公報

令和4年5月6日 (金)
 第 308 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
42	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(福 利 厚 生 課)	2
告 示			
255	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示	(福 利 厚 生 課)	2
256	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示	(同)	3
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(教 育 委 員 会)	4
正 誤			
	令和4年4月26日付け三重県公報第306号	(法 務 ・ 文 書 課)	7

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年五月六日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年三重県規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(休業補償を行わない場合)</p> <p>第七条の二 条例第八条ただし書きの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、<u>同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>	<p style="text-align: center;">(休業補償を行わない場合)</p> <p>第七条の二 条例第八条ただし書きの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 255 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 5 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額（平成 6 年三重県告示第 265 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第 5 条の 3 第 1 項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中</p>	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第 5 条の 3 第 1 項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中</p>

欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,941円	12,957円
20歳以上25歳未満	5,436円	12,957円
25歳以上30歳未満	6,049円	13,985円
30歳以上35歳未満	6,272円	16,696円
35歳以上40歳未満	6,693円	19,689円
40歳以上45歳未満	7,049円	21,505円
45歳以上50歳未満	7,096円	22,898円
50歳以上55歳未満	6,994円	25,189円
55歳以上60歳未満	6,570円	25,319円
60歳以上65歳未満	5,473円	21,022円
65歳以上70歳未満	3,940円	16,117円
70歳以上	3,940円	12,957円

欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,081円	13,384円
20歳以上25歳未満	5,589円	13,384円
25歳以上30歳未満	6,164円	14,322円
30歳以上35歳未満	6,577円	17,163円
35歳以上40歳未満	6,854円	19,407円
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円
45歳以上50歳未満	7,208円	22,760円
50歳以上55歳未満	7,090円	25,308円
55歳以上60歳未満	6,583円	25,093円
60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円
65歳以上70歳未満	3,970円	15,258円
70歳以上	3,970円	13,384円

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償に係る補償基礎額から適用する。

三重県告示第 256 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三重県条例第43号）第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年5月6日

三重県知事 一見勝之

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額（平成11年三重県告示第261号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定による知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定による知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 (略)	(略)	常時介護を要する状態	1 (略)	(略)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が75,290	月額75,290円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が73,090	月額73,090円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

	円以下であるときに限る。)			円以下であるときに限る。)	
随時介護を要する状態	1 (略)	(略)	随時介護を要する状態	1 (略)	(略)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>37,600円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>37,600円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>36,500円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>36,500円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

令和4年5月6日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

学校情報ネットワークに係る基幹サーバ等関連機器更新調達

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和5年3月20日(月)まで

(4) 納入場所

データセンター(三重県津市内:場所は契約後、別途開示する。)

三重県総合教育センター

三重県立学校

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年6月3日（金）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- ### 5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局教育総務課教育ICT化推進班 担当 中村
電話 059-224-3008 ファクシミリ 059-224-2319

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年6月16日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和4年6月10日（金）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年6月16日（木）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年6月16日（木）14時30分

なお、入札書は令和4年6月9日（木）から同月16日（木）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局教育総務課教育ICT化推進班

案件名 学校情報ネットワークに係る基幹サーバ等関連機器更新調達

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年6月16日(木)15時
場所 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局教育総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先: 出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三重県条例第 9 号）第 2 条の規定による議会の議決を要しますので、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、三重県議会の議決を得た後に本契約を締結します。
- ただし、受注者が本契約締結までの間に、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく競争入札の参加資格の制限を受けた場合、三重県物件関係落札資格停止要綱による落札資格停止を受けた場合は、この契約を解除し、本契約を締結しないものとします。
- (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Renewal procurement of related equipment such as core servers related to the school information network.
- (2) Bid Submission Deadline :
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, June 16, 2022.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, June 9, 2022 and 2:30 P.M. on Thursday, June 16, 2022.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, June 16, 2022.
- (4) Managing Authority :
Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-3008 FAX:059-224-2319

正 誤

令和 4 年 4 月 26 日付け三重県公報第 306 号に登載しました、土地改良区役員の退任及び就任の届出の公告中
ページ 行 誤 正
10 下から 2 殿土地改良区 機殿土地改良区

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
